

総合文化公園銅像活用業務委託実施要領

平成 31 年 4 月 15 日
宮崎県総合政策部みやざき文化振興課

1 業務の内容

- (1) 委託業務
総合文化公園銅像活用業務
- (2) 仕様
別紙仕様書のとおり
- (3) 委託期間
委託契約締結の日から平成 32 年 3 月 31 日まで
- (4) 委託費（契約限度額）
794,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

2 委託先の選定

企画提案競技を実施し、書類審査の上、委託先を選定する。

3 参加資格

次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 宮崎県内に主たる事業所（本社・本店）又は支社・支店を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (4) 暴力団でないこと、又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある団体でないこと。

4 スケジュール（予定）

- (1) 企画提案競技実施公告 平成 31 年 4 月 17 日（水）
- (2) 企画書等提出期限 平成 31 年 5 月 7 日（火）
- (3) 結果通知 平成 31 年 5 月上旬（7 日以降）

5 応募の手続き

(1) 提出資料

各社の提案は1社1案とする。

① 企画書（A4版） 1部

- ・ 業務実施方針（コンセプト）
- ・ 業務全体の概要
- ・ 業務実施体制
- ・ 業務スケジュール

② 見積書 1部

- ・ 金額は税込とし、宛先は「宮崎県知事 河野俊嗣」、業務名は「総合文化公園銅像活用業務」とすること。
- ・ 各委託業務の積算内容が分かるように記載すること。

③ 会社概要（既存のもの） 1部

④ 別紙誓約書（参加資格要件に関するもの） 1部

(2) 提出期限

平成31年5月7日（火）午後5時まで（必着）

6 審査

(1) 審査方法

提出された企画書及び見積書をもとに、書類審査により最も優れた提案を選定する。

(2) 審査基準

- ア 業務実施方針が本事業の趣旨を理解した内容であるか。
- イ 効果的な事業の展開ができる提案であるか。
- ウ 当該業務を遂行できる業務受託体制、スケジュールであるか。
- エ 提案内容に応じた妥当な見積積算であるか。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、採択・不採択にかかわらず通知する。

7 委託契約

(1) 決定した業者と業務打合せを行い、委託契約を締結する。なお、契約手続きに要する費用は受託者の負担とする。

(2) 契約者は宮崎県財務規則101条第1項の規定により契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付することとする。ただし、同規則第101条第2項第7号の規定に該当する場合は契約保証金を免除する。

8 著作権

当該業務委託により作成した成果物に係る権利は、宮崎県に帰属するものとする。

9 その他

- (1) 提出された資料は返還しない。
- (2) 企画提案に要する一切の費用は、各社負担とする。
- (3) 採用された企画書は、協議の上、変更することがある。

10 書類提出先及び問合せ先

880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号（県庁本館1階）
宮崎県総合政策部みやざき文化振興課 文化担当 長友
電話 0985-26-7117
FAX 0985-32-0111
電子メール nagatomo-daichi@pref.miyazaki.lg.jp